

いわき市農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時

平成31年4月16日(火) 9時30分から11時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(30人)

(1) 農業委員(19人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	22 木田テイ子
	12 佐川良平	23 小泉昌男
3 蛭田元起	13 鈴木理	24 佐藤吉行
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	
5 藁谷昭夫	15 高木真一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(11人)

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
勝沼靖	農政振興係 主査
金成聡司	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者(5人)

2 坂本和徳	21 和田正人
7 草野久仁昭	
9 松本英人	
19 油座盛明	

5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第12回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。 はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。 ○ 第12回総会議案書 ○ 許可申請に係る意見及び決定理由書 ○ 現地調査位置図 ○ 第10回総会議案説明書の訂正について ○ 平成31年度 業務計画書 ○ 農業委員会だより第181号（平成31年4月1日発行） ○ 農業委員会活動記録ノート（PATAN） ○ いわき市農業委員会慶弔規約 ○ 【資料1】 農業者年金 加入状況・受給状況内訳 ○ 【資料2】 農作業労働賃金標準額に関する調査について ○ 【資料3】 農作業安全の推進について ○ 【資料4】 農業委員会事務局 平成31年度事務分掌・配置図 以上、12点です。 なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。 続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号12番、佐川良平委員よりお願い致します。
12番 佐川委員	私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。 － 憲章唱和 －
事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。
草野会長	いわき市農業委員会第12回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。 皆様には農繁期の非常に多忙な中、ご出席ご苦勞様でございます。感謝申し上げます。

草野会長

また、先ほど情報活動表彰を行いました、ご案内のとおり、先日の11日、東京で行われました平成31年度全国情報会議で、事務局長、野木農政振興係長、また、県農業会議のほうから鈴木県会長も同行されまして参加して参りました。

席上、いわき市農業委員会が普及拡大特別賞「増加部数の部」で全国7位ということで、壇上で全国農業会議の二田会長から表彰状を受領して参りました。

また、同時に、農業委員会だよりの全国表彰ということで、今回は宮城県の栗原市農業委員会だよりが最優秀賞を受賞されました。私が農業委員に就任し、第1期から第3期までの9年間、農業委員会だより編集委員を務めさせていただき頑張ってきたこともあり、全国の舞台でこのように表彰されるのだというところを見て、賞の重要さを感じて参りました。現在、編集委員の方々に頑張らせていただいているのですが、やるんだったらやはり全国1位を取ろうということで、目的をもって務めさせていただきたいとご期待申し上げます。

本日の総会は定例となります、農地法に係る許可申請等の審議を頂きます。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します、挨拶とさせていただきます。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者は、

議席番号2番 坂本 和徳 委員

7番 草野久仁昭 委員

9番 松本 英人 委員

19番 油座 盛明 委員

21番 和田 正人 委員でございます。

現在、委員24名中、19名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第12回総会を開会致します。

議 長
(草野会長)

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会
総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号24番 佐藤 吉行 委員

4番 遠藤 重和 委員

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営
局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個
人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約するこ
となく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することと
されております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内
容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページ
においても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報
告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求
めます。

事務局
(草野係長)

説明致します。

3月19日に開催されました、第10回総会の議案説明書について、
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
において、訂正が1件ございます。同じく議案第3号、「農地法第5
条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」におい
て、訂正が1件ございました。

詳細につきましては、別添の資料「第10回総会議案説明書の訂正
について」をご確認願います。

また、本日の第12回総会の議案説明書におきまして、報告第6号
「引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」において訂
正が1件ございました。詳細につきましては、担当係長から説明い
たします。

また、追加の議案が1件ございますので、ご審議くださいますよ
うお願い致します。

私からの説明は以上です。

それでは議事に入ります。

議 長 (草野会長)	農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の3ページをお開き願います。 ー議案第1号を朗読、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書2ページをお開き願います。 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 議案説明書3ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 1番、申請地、平、地目は田、面積は235㎡でございます。 権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。 外5件、6番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、7番、申請地、遠野町外15筆、地目は全て畑、面積は計3,885㎡でございます。 権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。 なお、譲渡人は譲受人の弟であります。申請地から遠方に居住しており、通作が困難な状況です。そのため、譲受人の住居から比較的近い農地について所有権を移転することになりました。 続きまして、8番、申請地、好間町、地目は畑、面積は1,749㎡でございます。 権利移動事由は、9番との交換による所有権の移転でございます。 続きまして、10番、申請地、久之浜町外9筆、地目は全て畑、面積は計19,570㎡でございます。 権利移動事由は、賃借権の設定でございます。 申請地は東日本大震災により津波の被害を受けました。いわき市が実施している「民間活力を活かした復興・創生プロジェクトいわき市防災集団移転跡地活用事業計画公募」において借人が提案した「ケナフ栽培による第一次産業からの六次化産業化事業」の事業用地に利用することとして貸人と借人が協定を締結し、借人がケナフ

事務局 (石島主任)	栽培用地として土地を賃借する案件です。収穫したケナフは借人の工場で破砕し、プラスチックに混合することで高強度・超軽量の製品の開発に利用されます。 今月の3条申請面積は、田 7,567 m²、畑 25,790 m²、合計 33,357 m²です。 番号1番から10番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
17番 菅波委員	議席番号17番の菅波一郎です。 番号1番から6番、及び10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (石島主任)	番号7番については贈与、番号8番、9番については交換による申請であるため、事務局のみで現地を調査致しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
6番 鈴木委員	番号1番についてですが、譲受人の年齢が高齢で、耕作できるのか疑問です。 また、番号2番についても、隣接地の田の耕作を第三者に行ってもらっているのではないかと疑問に思うのですが、いかがでしょうか。
事務局 (石島主任)	番号1番についてですが、申請書により、本人と妻の二人で農作業を進めて行きたいと考えております。 番号2番については、当該申請地の隣接地を譲受人が所有しており、併せて耕作していくということで申請されたものです。

6 番 鈴木委員	番号 2 番についてですが、質問の主旨は、本人が耕作するのかどうかを質問したのですが、いかがでしょうか。
事務局 (石島主任)	本人が耕作することということで、申請されております。
6 番 鈴木委員	機械を所有していないと思いますが、いかがでしょうか。
事務局 (石島主任)	機械は、管理機を 1 台所有し、田植機とコンバインをリースすることとしております。
6 番 鈴木委員	私の意見としては誰かに頼んで作ってもらうということなので、農地法上問題があるのではないかと考えています。
事務局 (石島主任)	詳細について、確認しましてお答えさせて頂きたいと思います。
議長 (草野会長)	その他、質問ございますか。
	－意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 1 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 4 ページをお開き願います。 －議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局 (稲葉主事)	議案説明書 5 ページをお開き願います。 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明致します。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 議案説明書 6 ページをお開き願います。 番号 1 番、申請地は添野町、登記地目は田、面積は230㎡、転用目的は農家住宅敷地です。 事業実施の確実性につきましては、申請者の住宅敷地が道路建設の事業用地として、収用されることとなり、残地 300 ㎡程度では農家住宅としては手狭であり使用に耐えないため、申請地を含めた同時利用地を代替農家住宅敷地として再建する案件であることから事業実施は確実です。 番号 2 番、申請地は遠野町、登記地目は畑、面積は1,080㎡、転用目的は農家住宅敷地です。 事業実施の確実性につきましては、申請者の自宅が東日本大震災により全壊し、居住していた土地についても土砂災害警戒区域に指定されていることから、申請地に再建したい案件であり、事業実施は確実です。 以上 2 件、面積は、田 230 ㎡、畑 1,080 ㎡、合計面積は 1,310 ㎡となります。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 2 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
18番 大竹委員	議席番号18番の大竹公治です。 番号 1 番から番号 2 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご質問がないようですので、お諮り致します。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

ー異議なしとの声有りー

議長
(草野会長)

ご異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書7ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案説明書8ページをお開き願います。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号1番、申請地は平外1筆、登記地目は畑、転用面積は実測面積344㎡、権利の移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は分家住宅です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人世帯は常磐地区で生活していますが、譲受人の祖父母、父母は高齢であり、譲受人は以前から農作業を手伝っていました。世帯相互で生活の援助をしつつ、譲受人が効率的に農作業を手伝うために分家住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は1,001㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、造園工事業、土木工事業等を事業とする会社の役員をしています。会社は事業の拡張により新たな資材置場が必要となりました。また、譲渡人は、家族の介護をしなければならないことから、営農ができない状況であり、当該農地は休耕田となっています。この問題を解決したいという両者の思惑が一致したため、当該農地を資材置場にしたいという案件であり、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は平外2筆、登記地目は田、転用面積は1,965㎡、権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人は、造園工事業、土木工事業等を事業とする法人ですが、事業の拡張により新たな資材置場が必要となりました。また、設定人は高齢であり体力的な問題

事務局
(府川主査)

から、営農ができない状況であり、当該農地は休耕田となっておりま
す。この問題を解決したいという両者の思惑が一致したため、当該
農地を資材置場にしたいという案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は鹿島町、登記地目は田、転用面積は267㎡、権
利の移動事由は、賃借権の設定、転用目的は駐車場及び資材置場で
す。

事業実施の確実性につきましては、当該法人は岩手県で産業廃棄
物処理業を行っていますが、いわき市への事業所設置に伴い、幹線
道路に面した場所に車両及び資材置場を確保したいという案件であ
ることから、事業実施は確実です。

番号5番、申請地は常磐、登記地目は畑、転用面積は1,243㎡、権
利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人は平沼ノ内地内で農
業を営んでおりますが、親の高齢化等により、農業経営の縮小をせ
ざるを得ない状況であり、生計を維持するために平日は会社勤務を
しております。農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設
備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号6番、申請地は添野町外1筆、登記地目は畑、転用面積は261
㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は農家住
宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人の住宅敷地が小名浜道
路の事業用地として、収用されることとなり、残地300㎡程度では農
家住宅としては手狭であり使用に耐えないため、申請地を含めた併
用地を代替農家住宅敷地として再建したいという案件であり、事業
実施は確実です。

番号7番、申請地は、石塚町、登記地目は畑、転用面積は1,000㎡、
権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は、太陽光発
電設備です。

事業実施の確実性につきましては、当該法人は自然エネルギーを
利用した発電事業を営み、太陽光パネルを設置するための土地を探
していました。太陽光パネルであれば周辺農地に影響を及ぼすこと
はなく、また、周辺地権者から同意を得ることができたことから事
業実施は確実です。

番号8番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は169㎡、権
利の移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地
です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人世帯は現在、好間地区
で生活していますが、住宅が老朽化している状況にあり、建て替え
を検討していました。また、譲受人の妻の兄夫婦が現在2人で生活

事務局
(府川主査)

しており、今後、譲受人世帯と妻の兄夫婦世帯でお互いに助け合いながら生活していくため、妻の兄夫婦世帯の住居付近に一般住宅を建築する案件であり、事業実施は確実です。

番号9番、申請地は、四倉町外1筆、登記地目は畑、転用面積は1,006㎡、権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は社員駐車場、預かり車両駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、平下神谷地区と四倉工業団地に自動車整備工場を有しており、年間の車検整備車両が約550台、一般整備車両が約2,300台にのぼります。既存敷地内に車両を保管しきれない状況にあり、社員駐車場も不足していることから、駐車場を確保したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号10番、申請地は小川町外1筆、登記地目は田、転用面積は1,046.5㎡、権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は、選果施設・トイレ・駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人は認定農業者の認定を受け、小川地区内でトマトの水耕栽培施設を整備する予定です。生産性を向上させるため、水耕栽培施設と一体化した選果設備の整備、及び従業員用の駐車場、トイレを設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

なお、番号11番、及び12番につきましては、現場作業員駐車場及びその通路としての一時転用案件であるため、詳細の説明は省略させていただきます。

以上、12件、面積は、田7,198.50㎡、畑4,023㎡、合計11,221.50㎡です。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

20番
岡田委員

議席番号20番、岡田光男です。
番号1番から10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局 (府川主査)	番号11番につきましては、現場作業員駐車場での一時転用、番号12番につきましては、現場作業員駐車場通路での一時転用であり、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご質問が無いようですので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議なしとの声有り－
議長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野会長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書10ページをお開き願います。 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明致します。 議案説明書11ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号1番から5番まで、同一の申請者であり、内容も関連がありますので一括で説明させていただきます。 番号1番、事業計画変更地内の農地は平、登記地目は田、転用面積は126㎡です。 番号2番、事業計画変更地内の農地は小川町、登記地目は田、転用面積は75㎡です。 番号3番、事業計画変更地内の農地は小川町、登記地目は畑、転

事務局 (府川主査)	用面積は 100 m²です。 番号 4 番、事業計画変更地内の農地は小川町、登記地目は畑、転用面積は 108 m²です。 番号 5 番、事業計画変更地内の農地は小川町、登記地目は畑、転用面積は 108 m²です。 転用目的は、常磐自動車道 4 車線化工事に伴う工事用作業用地（一時転用）です。 本申請地は農地法第 5 条許可を受けている土地で、許可年月日は平成 30 年 4 月 26 日、変更項目は事業の操業期間です。 変更前の期間は、平成 30 年 4 月 26 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、変更後の期間は、平成 30 年 4 月 26 日から平成 31 年 10 月 31 日までです。 変更事由は、常磐自動車道 4 車線化工事を実施するにあたり、番号 1 番、4 番、及び 5 番につきましては工事車両待避所、番号 2 番、及び 3 番につきましては、工事車両駐車場として一時転用の許可をしておりました。しかし、常磐自動車道 4 車線化工事の工期が平成 31 年 10 月 23 日までに変更されたことから、これにあわせて一時転用期間を変更するものです。 転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 4 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (府川主査)	番号 1 番から 5 番の議案につきましては、転用許可の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 4 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

	－異議なしとの声有り－
議長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第５号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の７ページをお開き願います。 －議案第５号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書12ページをお開き願います。 農用地利用集積計画第１号の内容について説明致します。 次のページをお開き願います。 第１号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は三和。 借り手１名、貸し手２名、対象筆数、田１筆、畑１筆、面積、田1,018㎡、畑2,504㎡となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、平成31年度第１号。 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成31年４月26日、いわき市となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用権設定地区別総括表については、先の概要で説明したとおりです。 次のページをお開き願います。 農用地利用権設定個人別表でございます。 番号１番、土地の所在は三和町、現況地目は田、面積1,018㎡、外１件、詳細につきましては、記載のとおりです。 以上、第１号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第５号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

	－意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第５号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第５号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第６号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の８ページをお開き願います。 －議案第６号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書17ページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。 次のページをお開き願います。 番号１番、土地の所在は三和町外１筆、現況地目は田、畑、面積、田1,018㎡、畑2,504㎡、外３件、詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画(案)は先ほど可決した、議案第５号、いわき市農用地利用集積計画について、に基づいて作成されたものの外、既存の貸借契約に関して提出された借受者の変更申請に基づいて作成されたものです。 また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第４項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第６号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

	－意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第 6 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 6 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 7 号、いわき市農業委員会農地台帳管理規程の改正について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の 9 ページをお開き願います。 －議案第 7 号を朗読し、審議事項を説明－ 次の 10 ページをお開き願います。 改正の内容につきましては、5 月 1 日からの平成から令和への改元に伴うものでございます。申請書等の様式につきまして令和を追加する、令和に改めるものでございますので、ご了承くださいますようお願いを致します。以上でございます。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 7 号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
	－意見無しとの声有り－
議長 (草野会長)	ご質問が無いようですので、お諮り致します。 議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	－異議なしの声有り－
議長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 7 号、いわき市農業委員会農地台帳管理規程の改正については、原案のとおり可決致します。 次に、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の11ページをお開き願います。
ー報告第1号を朗読、専決事項を説明ー
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(稲葉主事)

議案説明書の19ページをお開き願います。
農地法第3条届出について、説明致します。
次のページをお開き願います。
番号1番、土地の所在地は平、登記地目及び面積は田4,863㎡、畑2,211㎡、権利を取得した日は平成30年4月27日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成31年2月18日でございます。外36件ございました。
議案説明書28ページをお開き願います。
権利取得面積は田153,391.00㎡、畑67,319.00㎡、合計220,710.98㎡でございます。
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
只今ご説明した権利取得面積の合計について、議案説明書に誤りがありましたので、訂正致します。
議案説明書28ページをお開き願います。
合計の欄に畑67,319.00㎡とありますが、正しくは畑67,319.98㎡になりますので、議案説明書の訂正をお願い致します。

議 長
(草野会長)

事務局説明のとおり、訂正を願います。
以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。
次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局
(草野係長)

議案書の11ページをお開き願います。
ー報告第2号を朗読、専決事項を説明ー
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(稲葉主事)

議案説明書の29ページをお開き願います。
農地法第4条届出について、説明致します。
次のページをお開き願います。
番号1番、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は334.63㎡、転用目的は共同住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成31年3月15日、受理年月日は平成31年3月5日でございます。外2件ございました。

事務局 (稲葉主事)	転用面積は田1,325.63㎡、畑902㎡、合計2,227.63㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の13ページをお開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の32ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は1,269㎡、転用目的は車両置き場、都市計画法上の区分は工業専門地域、工事着工年月日は平成31年4月1日、受理年月日は平成31年3月5日、外15件ございました。 議案説明書35ページをお開き願います。 転用面積は田5,598㎡、畑5,188㎡、合計10,786㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の14ページをお開き願います。 －報告第4号を朗読し、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書36ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知について説明致します。 次の37ページをお開きください。 番号1番、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は3,019㎡でございます。 土地の引渡し時期は平成31年3月20日でございます。 外5件、田が20,438㎡、畑が2,592㎡、合計面積は23,030㎡で

事務局 (石島主任)	ございます。 以上、農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約の通知がありましたので報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 5 号、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の15ページをお開き願います。 －報告第 5 号を朗読し、専決事項を説明－ 議案説明書39ページ及び40ページをお開き願います。不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明書について、報告致します。 3 月は 2 件の証明願いがありました。合計面積は田18,400㎡、畑5,410㎡、合計23,810㎡になります。審査の結果、福島県税条例第10条に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 6 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の16ページをお開き願います。 －報告第 6 号を朗読し、専決事項を説明－ 議案説明書41ページ及び42ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について報告を致します。 まず、住所の訂正をお願い致します。失礼致しました。 ご覧のとおり 3 月は 3 件の証明願いがあり、贈与税の納税猶予についての案件でありました。 合計面積は田40,849㎡、畑21,875㎡、合計62,724㎡になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。

議長
(草野会長)

次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。

事務局
(野木係長、
早水係長、
草野係長)

事務局から、お配りいたしました資料について御説明致します。

- 1 平成31年度 業務計画書
➡業務計画書を配付した。
- 2 農業委員会だより第181号（平成31年4月1日発行）
➡概要を紹介した。
- 3 農業委員会活動記録ノート（PATAN）
➡活動記録ノートを配付した。
- 4 いわき市農業委員会慶弔規約
➡慶弔規約の内容を確認した。
- 5 【資料1】農業者年金 加入状況・受給状況内訳
➡農業者年金の加入状況等について報告した。
- 6 【資料2】農作業労働賃金標準額に関する調査について
➡農作業労働賃金標準額の調査を依頼した。
- 7 【資料3】農作業安全の推進について
➡農作業の安全の推進について周知した。
- 8 【資料4】農業委員会事務局 事務分掌・配置図
➡平成31年度の事務局の体制について説明した。

議長
(草野会長)

ありがとうございました。

只今の事務局説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、先ほど6番の鈴木義直委員からご質問のありました件、事務局からの説明があるということでしたので、金成主査からお願いします。

事務局
(金成主査)

農地調査係の金成でございます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのご質問について、私から説明させていただきます。

番号1番の、譲受人の疑義についてでございますが、3月の申請の受理の段階におきまして、かなりご高齢であるということでしたので、事務局で耕作意欲を含めた確認を行い、そのうえで管理を適正に行うと本人からの申し出がありましたので、申請を受理している案件でございます。

番号2番についても、同様に、耕作の意思及び保有する農機具についても確認し申請を受理しております。

また、位置図をご覧いただきたいと存じますが、当該農地につき

事務局
(金成主査)

ましては、現状で耕作は難しいということで、耕作が放棄されておりました。

そのうえで、隣地の農地の権利者が一括して管理するということで、今回3条申請の売買に至っております。

これにつきましては農地利用最適化推進委員の長瀬委員が調整を行い、いずれの農地についても、当該農地の管理の徹底について説明をしたうえで、今回の3条申請に至っております。

併せて番号2番の案件につきましては、下限面積を満たしておりますませんが、こちらにつきましては、農地法施行令第2条第3項に該当します形状、面積また場所から見て隣接する農地に該当し、一体として利用しなければ管理が困難であるということで、3条申請に至っております。

ご質問でありました管理につきましては、農地以外には利用できないうえ、今後適正に管理をしていく旨の確認を取ったうえで今般の申請を受けております。

万が一第三者が耕作していた場合につきましては現状確認をしたうえで、農地法第3条の許可を受けなければ第3者の耕作は認められない旨、譲受人双方に徹底したうえで、引き続き事務局で確認致します。

農地法第3条第1項の申請による許可案件の1番、2番の事案につきましの追加の説明は以上でございます。

議長
(草野会長)

以上の説明でよろしいでしょうか。

6番
鈴木委員

承知しました。

議長
(草野会長)

それでは、その他、特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第12回総会を閉会致します。